

鈴鹿市景観計画（案）に係る意見公募手続の結果一覧

■募集期間 令和5年11月24日（金）から令和5年12月25日（月）まで

■意見提出者数 3人

■意見件数 16件

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
1	2	森林を伐採して設置される太陽光発電施設が市内の自然的景観に対して影響を与えています。 →計画の趣旨は森林伐採にあると理解しています。	なし	ご意見のとおり森林伐採が自然的景観に対して影響を与えていると考えております。
2	3	太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採は、市内の自然的景観に影響を与えており、 →計画の趣旨は森林伐採にあると理解しています。	なし	ご意見のとおり森林伐採が自然的景観に対して影響を与えていると考えております。
3	10	太陽光発電施設の設置に伴う地肌の露出、廃棄物などの野積み、廃車の放置など、景観の阻害要因となる行為も見受けられます。 →本記載も、森林伐採にともなうものと理解しています。	なし	ご意見のとおり森林伐採が自然的景観に対して影響を与えていると考えております。
4	46	届出対象行為に付随して太陽光発電施設を設置する場合は、これらの景観形成基準に加え、太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準への適合も必要になります →マスタープランの再生可能エネルギー推進の立場からのコメントも入れていただきたい	なし	2Pにカーボンニュートラル社会の実現に向け再生可能エネルギーの普及が進んでいる旨を記載しています。一方、それと合わせて、森林を伐採して設置される太陽光発電施設が市内の自然的景観に対して影響を与えていることにも言及しています。
5	76	3) 太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準 反射光が周辺住宅等に影響を与えないようにする等、周辺環境へ配慮する。 →影響を与えないための基準を明確にすべき 例)〇〇メートル距離をとる	なし	共通事項の内容は、建築物に設置する場合及び地上に設置する場合のどちらにも該当する内容であり、定量指標を設けることが困難であることから、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
6	76	太陽光発電施設の最上部は出来る限り低くする。 →できる限りでは、解釈により見解がこととなることになる。 営農型太陽光は下部の農作業に影響する 対象外と明記してほしい。	なし	共通事項の内容は、建築物に設置する場合及び地上に設置する場合のどちらにも該当する内容であり、定量指標を設けることが困難であることから、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。 なお、営農型太陽光発電施設の基準については、「地上に設置する場合」に記載しています。
7	76	パネルの角度は出来る限り抑える。 →発電量に大きく影響する。太陽光発電事業は 30 年を基準とする長期の事業なので、経済的損失が発生した場合、行政からの補填すべきと考える。 補填などが不可能なら、削除すべき。	なし	パネル角度は、人々が感じる圧迫感に影響を与えることから、発電事業が可能な範囲において、パネル角度についての景観協議を実施していきます。
8	76	太陽光パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。 →本件はコストアップにつながる。また基準があいまいで、事業者と周辺住民とのトラブルを懸念する。 また、昨今はペロブスカイト太陽電池など、今後様々な太陽光発電の手段が実用化されていく。新技術に対する配慮を求める。	なし	市内における施設の設置状況を反映して記載していますが、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。 なお、技術革新にも注視しつつ、時代の潮流に沿った制度運用を図っていきます。
9	77	敷地境界からできるだけ後退させ、圧迫感を軽減させる。 →設置する場所で、この見解は大きく分かれると考える。 採用するとして、市街化区域に限定などで十分である。	なし	定量指標を設けることが困難であることから、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。
10	77	山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から施設が見えない様に配慮する。 →山から見えないようにするなど、不可能と考える。削除すべきと考える。明確な基準もない。	なし	山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の眺望景観は大切な公共財産であり、これらの眺望景観を保全するための景観協議を実施していきます。
11	77	太陽光発電施設の最上部は 2 m 以下とする。なお、営農型太陽	なし	景観的には人工物はできるだけ目立たないことが望ましいと考

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
		光発電施設については、営農に支障が出ない範囲において高さをできるだけ低く抑える。 →営農型の設備を實際みていただきたい。高さがあることで、圧迫感ではなく、農業用施設（霜よけ）として機能している。 【できるだけ低く】→【適切な高さ】とすべき。		えており、個々の案件ごとに良好な景観の形成に向けた景観協議を実施していきます。
12	77	木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にし、地肌を極力見せないように配慮する。 →太陽光発電においては、周辺の木竹の影の影響は大きい。伐採面積は適切な範囲での伐採になる旨とすべき。	なし	発電事業が可能な範囲において、伐採面積についての景観協議を実施していきます。
13	77	パネルを分散させることにより、圧迫感を軽減させる。 →この項目で景観がよくなると根拠が不明。かえって地肌が露出することにもなる。前項と矛盾。	なし	大規模な施設設置の場合、パネルの分散について景観協議を実施していきます。
14	77	植栽や目隠しフェンスなどを配置し、道路等から見えにくくする。なお、フェンスを設ける際はその色彩は周辺景観になじむものとする →事業者に変な大きな負担になる。本項は削除願いたい。再生可能エネルギー推進を市はマスタープランで提唱している。あまりにも大きな要望である。	あり	植栽や目隠しフェンスの設置は、道路等から見えにくくする手段の1つであることを踏まえて、「植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。」に修正します。
15	全般	許認可を要しないものとしても、周辺住民と事業者の無用の対立する根拠になりかねず、過度の条件設定は大きなトラブルにつながりかねないと懸念する。	なし	景観計画は、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定めたものです。景観は公共財産であり、市民アンケート結果からも市民が自然的景観の保全に対して高い関心を寄せていることが明らかになったことから、太陽光発電施設は設置する際には、景観に配慮した施設の設置に協力を求めています。
16	全般	街路樹のありかたについて 鈴鹿市内にある街路樹のほとんどはブツ切りになっており、見るも無残な姿です。そのため決して景観が良いとは言えません。	なし	街路樹については、P29 及び P33 に記載しているとおり、周辺住民等との協働による適正な維持管理に努めています。

No.	該当 ページ	ご意見等の概要	対応の 有無	回答
		三重県では街路樹マネジメント方針を確立し街路樹を良くしていこうと動き始めました。鈴鹿市も合わせて動かななくてはならない時期だと思います。 街路樹のブツ切りの理由として、市民の苦情が原因となっています。これは街路樹の知識が全く無いためです。観光目的で来る人にとって良くないイメージをあたえます。夏の緑陰もなくなり、環境にも影響を与えます。 良好な街路樹を形成することが一部ではありますが、良好な景観を形成するためには必要ではないでしょうか。		